

三友プラントサービス株式会社

横浜 BAY 工場プロジェクト

計画段階配慮書に関する補足資料

1. 洗煙排水中のダイオキシン類の処理について	1
2. 保全する既存の緑地について	2
3. 脱水ケーキの焼却について	3
4. タンクの諸元について	3
5. 廃棄物の種類毎の保管量について	3
6. ドラム缶などの保管方法と漏洩対策について	4
7. ドラム缶などの地震対策や浸水対策について	4
8. 土壌汚染について	5
9. 現工場と新工場の排ガスの排出量、ガス濃度について	7

令和5年2月

三友プラントサービス株式会社

1. 洗煙排水中のダイオキシン類の処理について

【ご質問】

洗煙排水中のダイオキシン類の処理について概要を教えてください。

【回答】

洗煙排水は、連続式水処理装置を経た後、脱水施設にて脱水後に公共下水道へ放流します。(配慮書 p.17 参照)

また、自社の他焼却工場も湿式排ガス処理を実施しておりますが、ダイオキシン類の濃度については規制値を超過したことはありません。

判定届出の段階にて自社の他焼却工場の実績データを提出いたします。

2. 保全する既存の緑地について

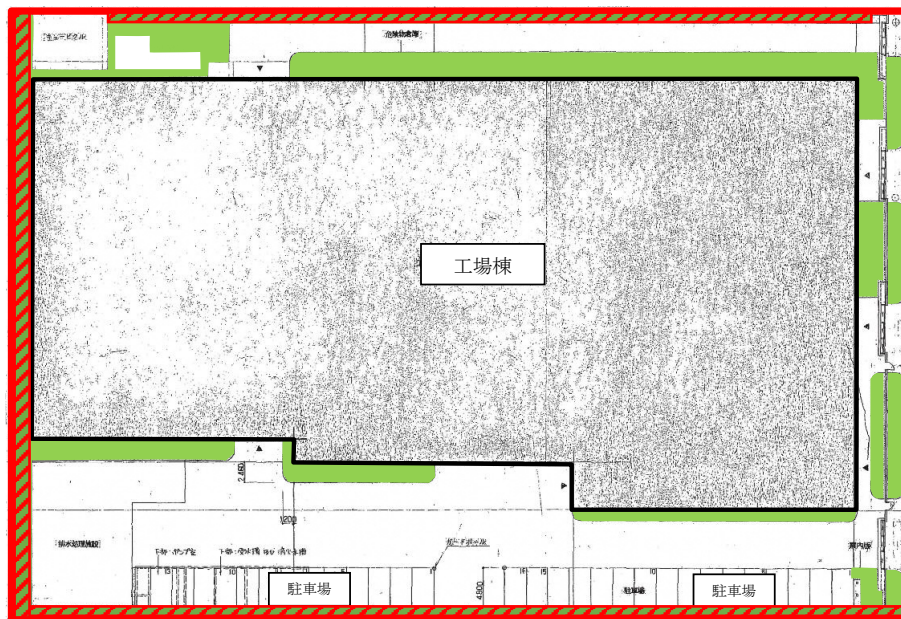
【ご質問】

現地確認を行ったときに緑地があまり確認出来なかったが、保全する既存の緑地とはどこの部分を指すのか。

【回答】

主に計画地東側を除く外周部の既存の緑地を保全する計画です。

図 2-1 が既存の緑地配置図であり、保全を計画している既存緑地を示します。また、土地利用計画は図 2-2 のとおりであり、緑色の部分が将来、緑地となる部分となります。




 : 保全を計画している既存緑地

図 2-1 : 既存の緑地配置図



図 2-2 : 土地利用計画図

3. 脱水ケーキの焼却について

【ご質問】

脱水ケーキはこの施設では焼却しないのか。

【回答】

新工場からの脱水工程で発生する自社の脱水ケーキは、洗煙水や脱水のみで受入れた廃棄物や中和施設で処理した排水をフィルタープレス脱水機で処理したもので、これらの脱水対象物は無機分がほとんどで有機分は少ないと想定しており、焼却による減容減量化があまり期待できないことに加えて、脱炭素の観点からも焼却せず、原料としてのリサイクルまたは埋立を考慮しております。

ただし、受入れる廃棄物で有機分の多い脱水ケーキについては焼却いたします。

(配慮書 p.17 参照)

4. タンクの諸元について

【ご質問】

廃油、廃酸、廃アルカリのタンクの諸元はあるか。

【回答】

廃油、廃酸、廃アルカリのタンクの諸元について、現在の計画は下表のようになります。

表：廃油、廃酸、廃アルカリのタンク諸元

	廃油タンク	廃酸タンク	廃アルカリタンク
型 式	鋼板製円筒型	樹脂製円筒型	樹脂製円筒型
容 量	20 m ³ × 2 基	20 m ³ × 1 基	20 m ³ × 1 基
材 質	一般構造用圧延鋼材	ポリエチレン	ポリエチレン

5. 廃棄物の種類毎の保管量について

【ご質問】

廃棄物の種類毎の保管量は最大どのくらいを予定しているか。

【回答】

廃棄物の種類毎としては現時点において未定となりますが、最大保管量としては1日当たりの各施設処理能力の14倍を超えない数量とします。

6. ドラム缶などの保管方法と漏洩対策について

【ご質問】

受入れるドラム缶などの容器の保管計画はどのようなものか。容器のまま保管する場合の保管場所はどこで、どのような漏洩対策等があるのか。

7. ドラム缶などの地震対策や浸水対策について

【ご質問】

p.27 に防災計画があるが、ドラム缶などで保管される廃棄物の地震対策、浸水対策はどのように考えているのか、漏洩防止やフェイルセーフの対策を講じているか。

【回答】

受入れるドラム缶などの容器の保管場所は、前処理棟内や受入・事務所棟内に計画しております。

漏洩対策として、床面はコンクリートとし、出入口等には側溝及び溜枳の設置並びに乾燥砂や油吸着マット等を常備することにより、外部への漏洩防止を実施します。

地震対策としては、ドラム缶の積み上げを2段以下にするとともに、一斗缶等の小さい缶の保管に際してはラッピングによる転倒防止を実施します。

浸水対策としては、建物の出入口部分への止水板の設置を考えております。

フェイルセーフの対策については、溜枳部分に液体の漏洩を検知し早急に対応できる装置の設置を検討します。

8. 土壌汚染について

【ご質問】

計画地の前所有者による土壌汚染のおそれについて、現在どのような位置づけになっており、今後どのように対応するのか。

【回答】

計画地は、金属の加工会社で焼き入れ・焼きなまし等でほう素及びその化合物を使用していた前事業者が、横浜市生活環境の保全等に関する条例第64条の2第2項第3号の確認を受け、条例土壌汚染状況調査が猶予されている土地です。(図7-1参照)

確認を受けた土地において土地の形質の変更をする際は、面積にかかわらず、着手する30日前までに届出をする必要があります。

前事業者から当社への承継については、令和2年6月17日に承継したことを横浜市に届け出ております。(図7-2参照)

今後、工事着工前に調査を実施し、土壌汚染が明らかになった場合には、土壌汚染の除去(汚染土壌を掘削除去し、基準適合土壌等で埋め戻す方法です。汚染土壌は、区域外の処理場に搬入して処理します。)の措置を実施する計画です。

【磯子区・金沢区】

横浜市生活環境の保全等に関する条例 第64条の2第2項第3号の確認を受けた土地

最終更新日:令和3年12月3日

区名	土地の所在地(地番)	工場又は事業場の名称	土地利用方法	確認日
磯子区			事業所	R1.9.24
金沢区			事業所	H30.10.30
金沢区	福浦二丁目16-13	山和鋼管株式会社 本社工場	事業所	R2.4.15

図7-1:横浜市HPの公開情報の一部

細則第7号様式の5（第2条第18号の5）

承継届出書



令和2年 7月 1日

横浜市長

届出者 神奈川県相模原市緑区橋本台 1-8-21
三友プラントサービス株式会社
代表取締役 小松 和史
氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

横浜市生活環境の保全等に関する条例第64条の2第2項第3号の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継したので、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第59条の3第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地	
所在地	横浜市金沢区福浦二丁目16番13 (地番) (住所)
確認を受けた年月日	令和2年4月15日
承継した土地の場所	別紙(図面)のとおり
承継の年月日	令和2年6月17日

図7-2：承継届出書の一部コピー

9. 現工場と新工場の排ガスの排出量、ガス濃度について

【ご質問】

焼却処理量の増加を前提として、現工場と新工場の焼却施設の排ガスの排出量、各項目の処理前のガス濃度と処理後の目標濃度を比較表で示されたい

【回答】

判定届出の段階にて提出いたします。